

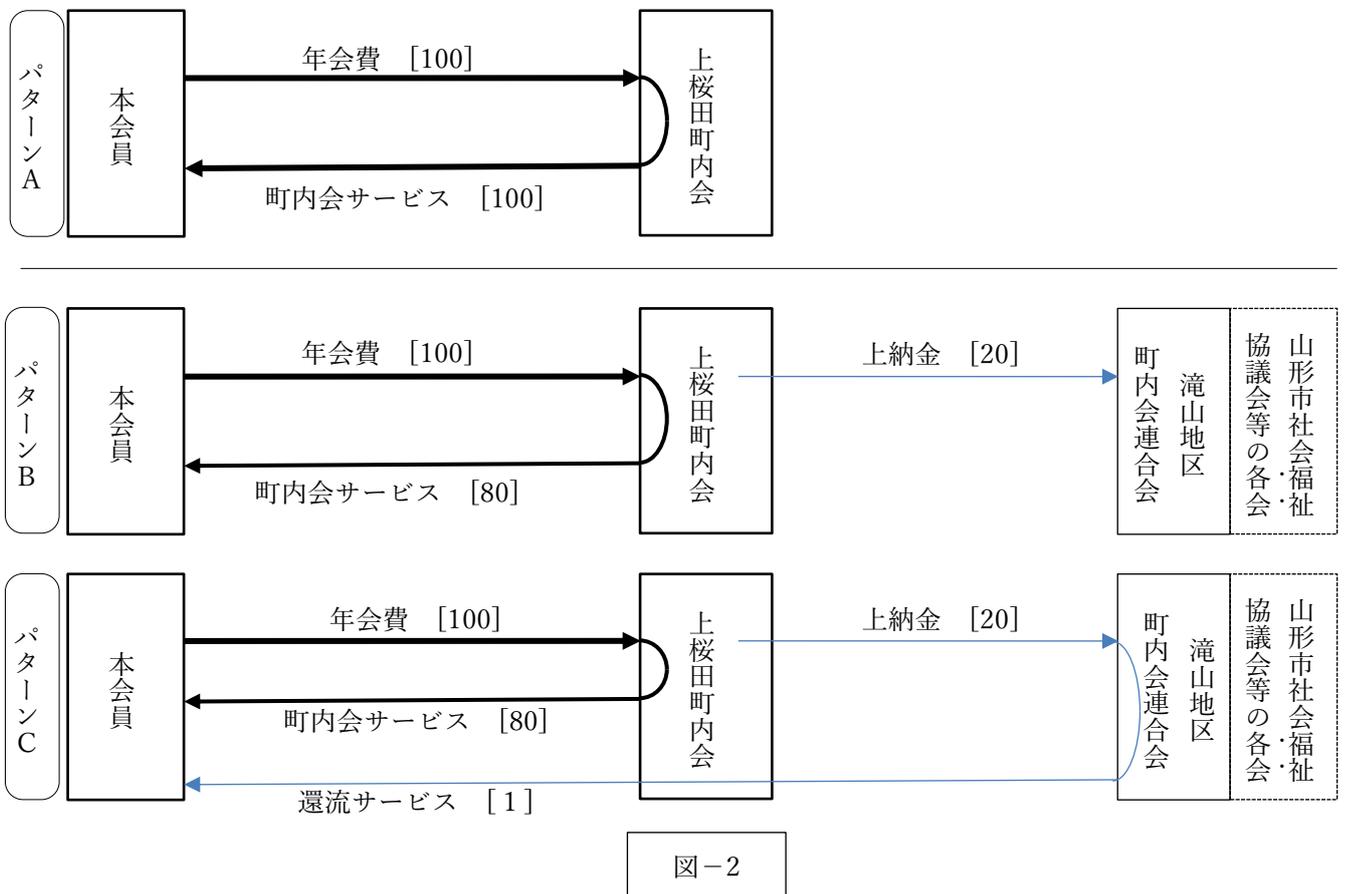
【KT-report 06】 本会と滝山町内会連合会の関係

1. 本会の設立意義

そもそも、本会の設立意義に係る本会規約を再確認すると図(表)-1のとおりです。

<p>(目的) 第2条 本会は、山形市上桜田の町内に居住する者の親睦と福利増進を図り、合わせて地域課題の解決を図ることにより、町内会の発展と明るく住みよい町内にすることを目的とする。</p> <p>(会員資格) 第3条 本会は、山形市上桜田町内の居住者等をもって組織し、・・・</p> <p>(経費) 第16条 本会の経費は、会員による町内会費、・・・</p>
図(表)-1

年会費（予算）の使い方・使われ方について、3パターン化したのが図-2のとおりです。本会員の年会費は、持家会員1世帯当り6,500円です。——（なお、借家・アパート世帯は半額の3,250円ですが、本件扱いの対象外としています。）——世帯構成や年収の多寡は一切関係なく一律の金額です。端的に言えば、1人年金暮らしの人と同じ金額です、本会活動に参加したくとも出来ない病弱な人も同じ金額です。そのような前提に立ち、規約を正常な人が普通に読めば、**パターンA**のように、**本会員の会費は、本会の町内に居住する会員のために、つまり、本会固有の本来の目的内事業に使うものだ**と理解します。よもや、**パターンB**や**パターンC**のようなことは有り得ないと思うのが正常です。しかし、現実には、このB・Cパターンが現実であり、この真意を隠すような運用が長年の慣行となって来たのです。



2. 本会の会計に表れる「滝山連合会費」とは

そのような中であって、まずは本会に係る「滝山地区町内会連合会」に着目します。この滝山地区には、各町内会（単体組織）の会長を集めた「**(注)** 滝山地区町内会連合会」を組織しています。同連合会は事務局を「山形市滝山コミュニティーセンター」内に置き、29町内会、約5,000世帯で構成しています。各町内会は指定された「滝山(地区)連合会費」を上納しています。

(注) 同連合会会則「第2条 本会は、滝山地区内に設置する町内会及びこれと同様の自治組織（以下「町内会等」という。）をもって組織する。」とあるが、同連合会は本会とは関係があっても、指揮命令が効く上位組織ではない。なぜならば、連合会は連合会としての一つのサイフ（会計）持っているから独立した任意団体であります。

その上納金とは、**図(表)－3**のとおり、本会決算の年度推移と平成28年度支払い証書です。同連合会は3頁**図－4**のと通りの配分表を作成しており、**本会分については1世帯当り1,480円、230世帯分、340,400円を請求**することになっています、よって本会は連合会請求のと通りの金額を支払っています。

なお、**図(表)－3**上表本会決算額363,100円と振込額340,400に22,700円の差異を生じているが、山形市防犯協会費などであろう。

(単位；円)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
【収入の部】										
a 合計	3,484,632	3,792,919	4,028,898	4,012,898	4,135,128	3,897,022	3,816,378	3,750,119	4,317,945	3,824,235
【支出の部】										
b 合計	2,958,878	3,221,901	3,227,415	3,518,038	3,767,644	3,499,207	3,378,846	3,195,316	4,062,838	3,442,136
c 滝山連合会費	317,730	321,630	338,580	338,200	353,740	372,100	363,100	356,300	363,900	362,470
d 神社費	127,988	160,623	137,375	109,339	143,113	157,604	136,820	126,026	121,680	138,275
e 助成金	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	480,000	530,000	530,000
f 役員手当	332,000	332,000	332,000	465,000	428,500	443,500	413,500	401,000	473,000	473,000
[支出計に対する割合]										
c/b 滝山連合会費	10.7%	10.0%	10.5%	9.6%	9.4%	10.6%	10.7%	11.2%	9.0%	10.5%
d/b 神社費	4.3%	5.0%	4.3%	3.1%	3.8%	4.5%	4.0%	3.9%	3.0%	4.0%
e/b 助成金	19.6%	18.0%	18.0%	16.5%	15.4%	16.6%	17.2%	15.0%	13.0%	15.4%
d/b 役員手当	11.2%	10.3%	10.3%	13.2%	11.4%	12.7%	12.2%	12.5%	11.6%	13.7%

貯金払戻請求書・貯金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書) 1728年5月10日 振替用

お振込先 山形 滝山支店(所) 金額 十億 百千 円 7340400

お受取人 フリガナ タヤマコウキ 滝山地区町内連合会 様

お依頼人 フリガナ 上桜田町内会 会計 柴宗着 様

〒990-5421 山形市上桜

手数料徴収区分 1:即納 2:後納 9:不要

図(表)－3

平成28年度滝山地区町内会連合会会費明細表

No.	町内会名	世帯数	世帯数割額 ×1,480円	前期納入額 (5月末日)	後期納入額 (9月末日)
1	小立	232	343,360	171,680	171,680
2	小立2	101	149,480	74,740	74,740
3	小立3	60	88,800	44,400	44,400
4	岩波	71	105,080	52,540	52,540
5	八森	37	54,760	27,380	27,380
6	土坂	37	54,760	27,380	27,380
7	神尾	40	59,200	29,600	29,600
8	萩の倉	12	17,760	8,880	8,880
9	上桜田	230	340,400	170,200	170,200
10	中桜田	530	784,400	392,200	392,200
11	東青田一区	398	589,040	294,520	294,520
12	東青田二区	370	547,600	273,800	273,800
13	青田第1	365	540,200	270,100	270,100
14	青田第2	308	455,840	227,920	227,920
15	南ヶ丘	165	244,200	122,100	122,100
16	元木	530	784,400	392,200	392,200
17	白山	33	48,840	24,420	24,420
18	南二番町	85	125,800	62,900	62,900
19	★鳥居ヶ丘	340	479,400	239,700	239,700
20	★南原1	420	592,200	296,100	296,100
21	★南原2	80	112,800	56,400	56,400
22	★南原3	120	169,200	84,600	84,600
23	★松山1	110	155,100	77,550	77,550
24	★松山2・3	235	331,350	165,675	165,675
25	平清水	265	392,200	196,100	196,100
26	平清水1	80	118,400	59,200	59,200
27	福ノ神	200	296,000	148,000	148,000
28	南ヶ丘アパート	128	189,440	94,720	94,720
29	中桜田アパート	63	93,240	46,620	46,620
	合計	5,645	8,263,250	4,131,625	4,131,625

備考 ★印の世帯割額は、@1,410円（交通安全協会の所属が違う町内会）
 あこや町交番管轄……南原1、南原2、南原3、松山1、松山2・3の町内会
 南部支部管轄 ……鳥居ヶ丘町内会

3. 同連合会の予実算から見えること

まずは世帯数のみに着目し、基本的データを確認します。図-5aの収入の部において、各町内会単組拠出の連合会費の予算額は8,263,250円で、これは、図-4の合計額8,263,250円と当然ですが一致します。図-5abに共通的に表れる世帯数は4,980世帯です。これは、連合会組織の外部にある団体との金員のやり取りに表れる世帯数です。一方、図-4に表れる世帯数は5,645世帯です。圧縮率=4,980÷5,645=0.882です。

平成28年度
滝山地区自治推進委員会総会
滝山地区町内会連合会総会

議 案 書

平成28年4月25日(月)

滝山地区自治推進委員会
滝山地区町内会連合会

第5号(2)議案

平成28年度滝山地区町内会連合会予算書(案)

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

収入の部

(単位:円)

款 項	科 目	平成28年度 予 算 額	平成27年度 予 算 額	比較増減	説 明
1	繰越金	781,011	630,269	150,742	平成27年度からの繰越金
2	会 費	8,263,250	8,289,890	-26,640	平成28年度滝山地区町内会連合会会費一覧表参照
3	補助金	99,600	74,700	24,900	滝山地区町内会連合会環境保健活動推進費(4,980世帯×20円)
4	雑収入	250	250	0	預金利息
収 入 合 計		9,144,111	8,995,109	149,002	

図-5a

支出の部

2	福祉部 会 費	1	会議費	50,000	50,000	0	会議及び出席交通費
		2	負担金	1,802,800	1,802,800	0	①滝山地区社協への負担金 (4,980世帯)×@360+10,000円)
		3	共 同 募 金	2,574,660	2,574,660	0	②赤い羽根募金 4,980世帯×@417= 2,076,660円 ③年末助け合募金 4,980世帯×@100円= 498,000円
小 計		4,427,460	4,427,460	0			
3	環 境 保 健 部 会 費	1	会議費	30,000	30,000	0	会議及び出席交通費
		2	負担金	151,400	151,400	0	市環境保健推進協議会会費 (4,980世帯)×@30円+2,000円)
		3	美 化 推 進 費	50,000	50,000	0	不法投棄指導パトロール 空缶等ポイ捨て防止等

図-5b

ここに、本会の世帯実数300世帯(28年度当時、今は少し増)の中で、本会から連合会への納入額算出に係る世帯数は230世帯となっています。圧縮率=230÷300=0.767です。これを世帯数等価換算係数と私は呼称することにします。

ところで、図-6のとおり、連合会の役員はみんな大金を盗っ人（おっと失礼！）しているように見えてしまいます。この連合会レベルにおいて、各町内会長を集めた別の集まりがあります。図-7のとおり、実は、山形市（行政）から見ると各町内会は自治組織と名称付けしており、その代表つまりは各町内会長は山形市長から自治推進委員として委嘱されています。予実算の内容を見ると、収入の全ては市からの交付金、支出を見るとほぼ丸々研修旅行です。市民の税金で観光旅行です、いい身分です！ 様々な行政側への異論を封じ込めるための懐柔策としか写りません。

附 則	
滝山地区町内会連合会役員手当及び慶弔規約	
(1) 滝山地区町内会連合会の役員手当は下記の通りとする。	
1、連合会三役手当	
連合会 会長	150,000円
連合会副会長	90,000円
連合会 会計	90,000円
(但し、副会長が部会長を兼務する場合は副会長のみの手当とする。)	
2、連合会5部会長	
総務部会長	60,000円
福祉部会長	60,000円
環境保健部会長	60,000円
防災防犯交通部会長	60,000円
滝山まちづくり事業推進部会長	60,000円
(2) 慶弔費は下記の通りとする。	
町内会長死亡の場合	20,000円
町内会長の一親等の死亡の場合	10,000円
(町内会長死亡の場合は、弔電、生花を贈る。)	
(3) 見舞金は下記の通りとする。	
町内会長が一週間以上入院した場合	5,000円

図-6

第1号(2)議案				
平成27年度滝山地区自治推進委員会決算書				
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)				
収入の部				
(単位:円)				
科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	説 明
1. 繰越金	301,286	301,286	0	平成26年度からの繰越金
2. 交付金	2,752,750	2,752,750	0	山形市より運営費として交付 (400,000円+250円×9,411世帯)
3. 雑収入	200	169	-31	預金利息
合 計	3,054,236	3,054,205	-31	
支出の部				
(単位:円)				
科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	説 明
1. 会議費	146,000	32,967	-113,033	①自治推進委員会会議 30,000 ②初代会議費 0 ③新町内会長等との懇談会 2,967
2. 研修費	1,303,000	1,496,506	193,506	①夏季研修費(32名) 112,000 ②県外研修費(23名) 996,245 ③年度末研修費(28名) 388,261 ④諸経費
3. 自治活動費	580,000	290,000	-290,000	自治推進委員活動費
4. 事業費	808,000	649,929	-158,071	①歓送迎会費(72名) 192,756 ②退任者記念品 110,600 ③新春祝賀会費(111名) 346,573 ④地区安全広報対策費 0 ⑤その他の諸経費 0
5. 助成金	200,000	200,000	0	滝山まつり文化祭補助金
6. 事務費	12,000	8,700	-3,300	①ボランティア活動保険料 8,700 ②事務費その他 0
7. 予備費	5,236	0	-5,236	
合 計	3,054,236	2,678,102	-376,134	
(収入合計) 3,054,205円 - (支出合計) 2,678,102円 = (差引残高) 376,103円 (平成28年度へ繰越)				

図-7

4. その連合会費の使途内訳に問題

以下に記述することについては、本会関係者は悪げがあってやって来たというよりも、長年の慣習の前例踏襲、山形市社会福祉協議会の既得権益ということでしょう、しかし、現在の社会においては許されない悪しき慣行となってしまったのです、その理由について逐次記述して行きます。前記図-5bの内訳において、問題であると指摘出来るものを整理すると図(表)-8のとおりとなります。α1～α4の正規金額は、[括弧内]連合会指定単価に世帯数等価換算係数0.767(230÷300)を乗じたもので

す。α4 山形市防犯協会滝山支部への協賛金は、本会より直接支払うために、図 K05-5b には記入されていません、細部は別記します。

順番	拠出先各会（各団体）	名目	1世帯当り単価	
α1	市社会福祉協議会 （「市社協」と略称）	負担金(住民会費)	2 7 6 [360]円	
α2	共同募金会	赤い羽根募金	3 2 0 [417]円	3 9 7 [517]円
		年末助け合い募金	7 7 [100]円	
α3	市環境保健推進協議会	会費	2 3 [30]円	
α4	市防犯協会滝山支部	協賛金	2 3 [30]円	
	本会員負担額（納入額）		7 1 9 [937]円	
本会個人の納入額（1世帯当り）			[1,480]円	

図-8

これは、何時の間にか、本会員が納めた1世帯当り年会費6,500円の中から719円分が、本会一般会計を通し、滝山地区町内会連合会費に紛れ込んでさらに外部の団体に吸上げられているということを意味します。なお、この3点の単価は、令和元年度通常総会に係るQA回覧文書（後記参照）においても回覧によって明示され、平成31（令和元）年度も各単価は同じです。ここで問題なのは、α1～α4の金員は、本来、その拠出（納入）是非について、住民個人の自由意思に基づく決定権（任意の選択権）を持つが、本会員であれば納入義務を伴う年会費に紛れ込ませて、それらが1羽^{ひとから}一絡げに徴収していることです。

このこととまったく同様の問題を抱えたある自治会で裁判係争となって、「・・・憲法や民法に照らして違法である・・・」として、自治会が敗訴したのです。このことについては、【KT-report 08】に別記します。

(end)